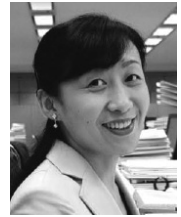


特集《任期付審査官》

任期付審査官から弁理士へ

～わたしの履歴書～

会員 久米 輝代



要約

今回は、「任期付審査官」特集ということなので、私が任期付審査官（補）として特許庁に入庁するまで、入庁してから、および、特許庁を退職して弁理士になってから、といったあたりの、知的財産に関連する私の今までの経験・体験談を、皆様に紹介することにした。特に何かの参考になると思われる内容ではなくて恐縮だが、意外と知られていない任期付審査官の制度や審査官の仕事、それらの経験を通して感じたことなど、いろいろと書き連ねてみた。現在ではもう、任期付審査官の募集は行われておらず、時代や法律の大きな変化がない限り、新たに民間から審査官が募集されることはないと思われるが、もし今後またこのような機会があったら、「是非とも経験されることをお勧めしたい」と言えるような、何物にも代えがたい貴重な経験をさせていただけたことに改めて感謝する次第である。

目次

1. 特許庁に入庁するまで
 - (1) 受験まで
 - (2) 採用試験
 - (3) 入庁まで
2. 入庁してみて感じたこと
 - (1) 職場の雰囲気について
 - (2) 研修・教育について
 - (3) 審査について
3. 任期付審査官を辞めるまで
 - (1) 弁理士を志したきっかけ
 - (2) 特許庁を5年で辞めた理由
 - (3) 転職先選び
4. 代理人という仕事
 - (1) 審査官を経験したメリット
 - (2) 弁理士になってみて

1. 特許庁に入庁するまで

(1) 受験まで

私は、元々は民間企業で技術者として勤務していたが、自ら希望して知的財産部へ異動して3年が経とうとしていた頃に、特許庁から「民間から任期付審査官を募集します」というお知らせが出された。当時は仕事柄、毎日特許庁のHPをチェックする習慣があったので、そのお知らせにはすぐに気づいた。もちろん、私の周りの知的財産部員の仲間も皆そのお知らせに気

づき、「受けてみるか」とか、「受けてみたらどうだ」とか、冗談まじりに話していた。

その頃の私は、ちょうど知的財産部員としての仕事にも慣れてきて、いろいろと対応できるようになってきてはいたが、拒絶理由通知書に記載されている文章の意味（審査官が何を言おうとしているのか）がしっかりとは理解できないことがあったり、そのような場合に作成する意見書についても、なんとなくこれでいいのかな、という感じで作成したり、先輩方や特許事務所の方が作成されたものを参考にしたりする程度しかできず、なんとかならないものかと思っていた。

そんな時に、任期付審査官募集のお知らせを見たので、まずは「おもしろそうだな」「やってみたいな」と思った。それと同時に、通常であれば決して経験することのできない“向こう側”の立場である審査官の仕事をやってみて、初めて拒絶理由通知書の意味もわかるのではないかと、また、自分が現在やっている仕事の全体像が見えてくるのではないかと考え、是非とも挑戦してみたいと思った。

だが、1年間に100人採用すると言っても、倍率もわからないし、そんな簡単な試験ではないだろうし、国家公務員採用I種試験のような一般教養問題や時事問題なども出るというウワサもあり、私には無理だろうな、と思ったので、結局そのまま受験せずに終わっ

てしまいそうな気がしていた。そんな中、確か11月23日の祝日だったと記憶しているが、特許庁で採用説明会が開催されるというので行ってみたいところ、やはり「おもしろそうだな」「やってみたいな」という気持ちに駆られ、挑戦しようという気になってきた。

しかし、私たちは一期生ということで、大量採用の最初の年だったので、試験などの日程もかなりタイトで、その後は本当に慌ただしかったことを覚えている。受験当時の資料がすべて残っていたので調べてみたところ、その年は12月12日が応募締切だった。ちなみに、数年後には、確か9月には募集が終わるスケジュールに変更されていたので、慌ただしかったのは当然だろう。

私は結局、その12月12日の応募締切の日の夜10時過ぎに渋谷の中央郵便局（当時の勤務先は渋谷だったので）まで願書を持って行き、ギリギリ提出することができた。そして、12月15日には受験票が届き、12月21日が1次試験だったのだが、受験票が届いた途端、「すごい倍率なのかな」と思わざるを得なかった。というのは、試験会場が、当初予定されていた特許庁から、霞ヶ関ビルの会議室に変更になっていたからだ。実際には、その年には1000人以上の応募があり、倍率は10倍以上だったらしい。

(2) 採用試験

1次試験は午前がマークシート、午後が論文で、それぞれに一般教養問題と専門技術問題があった。終わった結果としては、まったくわからないというのが正直なところだったが、なんとなく合格している気がした。1次試験の合格通知は、1月16日に発送された。本人には郵便で通知されたが、確か特許庁のHPでも受験番号のみの合格発表が行われたと思う。その結果、1次試験には500人以上が合格していたことがわかり、ここからあとは面接だけで100人に絞るのか、とちょっと驚いた記憶がある。（記憶違いもあるかもしれないが...）

そして、2次試験は面接で、1月31日に行われた。その日のうちに2回の面接があり、部ごとにわかれての面接だった。私たち特許審査第四部の受験生は、他の部の受験生がどんどん案内されて減っていく中、かなり長い時間待たされた後に、8人ずつエレベータに乗って上の方の階に案内された。幸い、私はその最初の8人だったので、それでも待った時間は短かった方

だと思う。

さらに、その2次試験（面接）の合格通知が2月3日に発送され、最終面接は2月7日だった。この日は、朝8:30に全員集合、ということで、土曜日の朝に早くから起きて頑張っていたのだが、控え室に入ると1人ずつに、あなたの面接開始予定時間は何時何分くらいです、と告げられた。そして、なんと私は11時過ぎだったので、朝の苦手な私がこんなに早くにやってきたのに・・・とちょっとガックリしたが、それを見越して持っていった文庫本（「鬼平犯科帳」だった）を読みながら、不思議なくらい気楽な気持ちで待っていた。

しかし、ようやく始まった最終面接は、最初から厳しめの質問が続き、ほとんどダメだと言われているんだろうな、という印象だったが、とにかく一生懸命主張できることを主張してみた、という感じだった。また、厳しめの質問以外にも「5年の任期は1回のみ更新できますが、更新して10年いれば、おそらく審査官を7年以上やることになりますので、辞めた後すぐに弁理士になれるというのは、魅力ですか？」という質問をされたのに対し、「確かにそれは魅力だと思いますが、そのためだけに10年いるつもりはありません。5年経ってみて、その時に自分がどうしたいかで決めたいと思います。」などと、正直に答えすぎた感があり、間違いなく落ちただろうなと思っていた。それからの1週間は、「採用面接の厳しさを経験できただけでも、いい勉強になった。」とかなんとか、自分をなぐさめる（納得させる）ようなことばかり言っていた気がする。

そのような状態だったので、合格通知が届いた時には、とてもビックリすると同時に、本当に嬉しかった。

(3) 入庁まで

最終的な合格通知が2月14日に届いて、その後、勤めていた会社に対して辞める意思を表示したわけだが、やはりスケジュールがタイトであったことと、突然だったことにより、4月末までで退職するのは、ちょっと難しかった。そして結局、大半の人が入庁した5月1日から2ヶ月遅れの7月1日に入庁することとなった。余談だが、入庁後1～2年経ってから、当時入庁してきた後輩から「7月入庁というのは補欠合格だったのですか？」と聞かれたことがあるが、最初の年だけは、5月1日に入庁できない人のために、7月

1日コースというのが用意されていたということ、私の名誉のため(?)に追記しておく。(なお、次の年からは入庁時期のずれたコースは用意されなくなった。)

受験する前にも人から聞かれたが、合格後にも、また入庁後にも、任期が終わった後はどうするつもりか、ということ聞かれることが多かった。でも、合格する前には、まずは受かると思っていなかった、ということもあり、とにかく「おもしろそう」「やってみよう」という気持ちだけで受けてみた、というのが正直なところだった。事実、受かったら会社を辞めなければいけないという認識さえなく、休職してまた戻ればよい、くらいに思っていたので、1回目の面接の時に、「合格したら今の会社は辞めていただかないとダメなんですよ。」と言われて初めて、合格したら会社を辞めることになるのか、と知ったくらいだ。そして、合格した後もまだ、5年後、10年後のことはまったく考えてもいなかったが、その時の私にとっては、「今から5年前は、私はまだ技術者として働いていて、知的財産部へ異動したいという希望さえ持っていなかったような気がする。だから、5年前の私は、5年後に自分が特許庁で働くことになるなんて、本当に想像さえできなかった。そう考えると、今から5年後に自分がどうなっているのかなんて、想像もできないし、まったくわからない。でも、わからないからこそ、おもしろいんじゃないかな。」という気持ちで、むしろワクワクしていた。

というわけで、5年後、10年後のビジョンはまったく持たないまま、12年以上働いた会社を辞めて、特許庁に飛び込むことにしたのである。

2. 入庁してみて感じたこと

(1) 職場の雰囲気について

私は、特許審査第四部インターフェイスという審査室に配属された。他の部署のことはわからないが、少なくとも四部は、任期付審査官の採用に対して、好意的に受け入れてくださっていたと思う。もちろん、実際に採用に踏み切るまでには賛否両論あったことだろうし、採用することが決まってからも、反対意見の人もいらっしまったことだろうと思う。しかし、少なくとも私たちにそれを感じさせることはなく、大変好意的に、そして、せっかく民間から人がやってきたのだから、お互いに情報交換しながら、知識を高め合っ

ていこう、という雰囲気があった。その一環として、私たち任期付審査官(補)によるセミナーが毎月開催された。前職場でどんな仕事をしてたのか、どんなことをやっていたのか、ということ、夕方以降の1~2時間を使って発表するのだ。私も、技術者だった時の経験と、知的財産部員としての経験を、パワーポイントを使って発表させていただいたが、これも大変いい経験になった。

審査分野としては、私はインターフェイスという審査室の中でも、マンマシンインターフェイスに関する審査のグループに配属になり、特に最初は、タブレット、タッチパネル、キーボードなどを主に担当し、その後、グラフィック・ユーザ・インターフェイスも含めたマンマシンインターフェイス全般に関する審査を担当した。前述のように好意的に受け入れていただくことができたことも少し意外だったが、それ以外に普段の工作中も、大変和気藹々とした雰囲気、どの審査官に質問や相談をしても感じよく教えてくださり、入庁前に勝手に想像していた空気とはまったく違う雰囲気の職場だった。

とは言っても、もちろん、通常よりは静かな職場だと思う。入庁前の私の一番の心配は、「各自が机に座って、静かに黙々と仕事をしているイメージだけど、そんな仕事、私に勤まるかなあ〜。」というものだった。私は元々、技術者として働いていたわけだが、私がいた部署はもっともお客様に近いところでお客様とやりとりするような部署だったことと、何人かのメンバーでプロジェクトを組んで動く仕事だったため、電話や打合せも多く、どちらかと言えば騒がしいくらいの部署だった。そのため、同じ会社内でありながら、知的財産部へ異動するときにもやはり「私に勤まるのかなあ〜」という不安があったことを覚えている。事実、知的財産部はその前の部署に比べると信じられないくらい静かだったが、私がいた会社は幸いなことに発明部門が東京・神奈川の何箇所かにわかれていたので、発明発掘会議や、発明者との打合せ、特許事務所の方との打合せなど、なんだかんだと半分くらいの日には外出して人と接して(話して)いられる仕事だった。

しかし、特許庁に入ってみてまた、同じ不安に駆られたわけだが、特許庁の場合は外出の必要がないので、何もなければずっとデスクにいる状態で、やはり基本的には静かな職場だった。でも、自分が審査官補

の間の2年間は、すべての案件を指導審査官に見ただけなので、基本的に毎日、指導審査官や他の審査官に相談して、人と接するチャンスがたくさんあった。また、対話型外注とあって、サーチ外注のサーチャーさんと対話をする機会も多く、あとは、時々依頼のある面接などで適度な刺激もあったし、自分が審査官になった後は、指導審査官として後輩の審査官補の指導をさせていただく機会もあったので、やはり毎日、何かしら人と接していただける時間が多かった。

というわけで、実際に特許庁に入庁してみて部署に配属されるまでは、審査官というのは、1人で黙々と机に向かって仕事をするだけ、というイメージだったが(本当にそういう時間帯もあるし、1日中そういう人も中にはいらっしゃるが)、予想以上に協議や打合せもあり、人と接する機会も多々あり、また、とてもアットホームな雰囲気職場だと感じた。

(2) 研修・教育について

特許庁は、本当に教育制度が整っている職場で、先輩からの指導も懇切丁寧で、民間企業でここまで手取り足取りやってくれるところはないだろうと思う。というのは、審査官になる前の審査官補の間中(民間企業経験者だった私たちは、通常2年間は審査官補なので、2年間に渡り)、マンツーマンで教えてくださる指導審査官がいてくださり、すべての案件について懇切丁寧に教えてくださるのだ。

また、入庁時の初任研修、合議研修、進歩性について議論し合う特別講座などを経て、審査官に昇任するための審査官コース研修がある。この審査官コース研修は、前期研修と後期研修の2回にわかれているが、特に前期研修は長期に渡り、毎週試験もあり、これがなかなか難しい試験で大変だった。科目によっては、まるで昔の弁理士試験の論文試験のような一行問題が出て、時間内にひたすら書くのだが時間も足りなくなってしまいう大変な試験で、2ヶ月間に渡って毎週、特許法のみならず、意匠法、商標法などの科目も含めた講義と試験が続くのだ。事実、国家公務員採用I種試験をパスして特許庁に入庁された通常採用の方々の中にも、その審査官コース研修の試験に受からずに、なかなか審査官になれない人もいるのだから、大変な研修だと思う。

また余談であるが、私は、自分が企業の知的財産部にいる頃には、「特許庁で審査官を7年やったら弁理

士になれるなんて、甘くない？」なんて思っていたのだが、特許庁を辞める頃には、その考えはまったく変わり、「あの難しい試験をパスして審査官になって、さらに7年も審査官として審査業務をやったのなら、弁理士資格が付与されるのも妥当なことだ。」と思うようになっていた。やはり何事も、経験してみないと本当のところはわからない、と改めて思った。

話を戻すと、毎日の審査業務を通して、指導審査官がマンツーマンで教えてくださることと、研修を通して、審査基準を詳細に勉強したり、進歩性判断の論理構築の仕方などを徹底的に学んだり、また、具体的な事例を使った研修により、他の審査官補と議論し合ったりと、とにかく一人前の審査官になるための研修が充実している。

そして、最後の審査官コース研修(後期研修)の中に、合議傍聴実習というのがあった。これは、研修の科目名としては「合議傍聴」となっているが、ただ合議を傍聴していればよいというわけではなく、拒絶査定不服審判が請求された案件について、内容を検討して、審判部での合議体に参加して説明する、というものであった。最終的に審決を起案するところまでは行かなかったが、審判部での合議体に参加できるこの経験も、大変いい勉強になった。残念ながら任期付審査官にはチャンスがないが、もし可能であれば、審判官コース研修(審査官昇任後6年目以降に受講可能な研修)というのも受けてみたかったと思う。

(3) 審査について

(3-1) 審査業務

審査官が1日に何件くらいの審査を行っているのか、ということ聞かれることがよくある。これは、技術分野や人によって多少の違いはあるが、一般的には、1日2件(新規出願の審査を1件、拒絶理由通知に対して補正等が行われたものの審査を1件)くらいだと言われていた。この数字だけを見ると、たいしたことがないように思われるかもしれないが、大変な量である。本願発明を十分理解して、先行技術文献を調査して、拒絶理由が論理的に構築できそうであれば拒絶理由通知書を作成する、という一連の処理を、1件につきほぼ半日で終わらせるわけである。そういった仕事の合間に、出願人との面接が入ったり、後輩の審査官補の指導を行ったり、出願書類に分類を付与したり、といったその他の業務も入るため、実際には1件

に半日もかけられない、ということになる。もちろん、サーチについてはサーチ外注に頼っている部分も大きいですが、例えば、PCTのサーチレポートを作成する場合などは、必ず審査官が自らサーチを行っている。

少し話がそれるが、審査官はサーチのプロだと言われるが、まさにそのとおりである。しかし、そのサーチを有効に行うことができるか否かは、実は明細書にかかっている。私の経験では、特許になる発明ほど、審査にかかる時間は短いことが多かった気がする。「特許になる発明」とは、簡単に言えば、技術的な新規性・進歩性もあり、かつ、発明の内容が明確であるものだ。明細書を一通り読んでみて、「読みやすい、話がわかりやすい」という発明は、課題や目的がわかりやすく説明されており、その課題解決のために今回どのような工夫をしたのかというポイントも明確に記載されているため、先行技術文献のサーチも無駄なく短時間で行うことができる。そして、先行技術文献の中に本願発明のポイントとなる部分が見つからず、それが容易に思いつくものでなければ「特許」になるわけである。しかし、明細書を一通り読んだだけでは何が書かれているのかよくわからない、という場合には、その発明のポイントもわかりにくいいため、どんな調査をすれば進歩性を有するか否かを判断できるのかを見極めることが難しく、サーチにも時間がかかることが多いのだ。

話を元に戻すと、審査官は前述のように大変な量の審査を行っているわけだが、そのように忙しい中で、審査の質と迅速さが求められるだけでなく、常に冷静に、公平さを保ちながら、ということを考えて審査を行わなければならないのであるから、審査官の仕事というのはなかなか大変な仕事だと思う。

また、審査官は審査業務を通して、その分野の技術に関して勉強もし、相場観も身につけていく。つまり、サーチをしながら、先行技術文献に目を通し、その分野の技術についても身につけていくのである。そして、自分のたてた検索式では不十分かも、ということに気づき、検索式を修正してサーチし直すなど、臨機応変に対応しながら、効率よくサーチを行い、審査をしていく。これに関しては、多少センスもあるのだろうと思うが、それぞれの審査官が皆、そうした能力を身につけていくのだから、すごいと思う。

それから、これも1つ意外だったことであるが、審査官は、予想以上に審査基準を参照しながら審査をす

る。進歩性の判断においても、自分の組み立てた論理構成に無理がないか、ということを確認したり、記載要件についても、単一性違反の判断においても、とにかくマメに確認する。これは、慣れていない審査官補の頃だけではなく、むしろ慣れている審査官ほど、ちゃんと確認している。出願案件も様々で、どれでも型にはまるわけではない中で、なんとなくこういうものはこれで拒絶、というようないい加減な判断はせず、どんなにベテランになっても、しっかりと審査基準に照らし合わせて審査を行っている、ということだと思う。

(3-2) 審査官の仕事

ほとんどの審査官が同じであろうが、審査官の仕事は拒絶することではなく、本来特許になるべき技術に対して瑕疵のない形で特許にすることである、という意識を持って仕事をするよう、私は心がけて審査をしていた。よく最初の頃（審査官補の頃）は、どちらかと言えば拒絶寄りの判断をすることが多い、と言われるが、まだその技術分野の相場観が身につけていない頃には、拒絶理由が通知できそうな文献が見つかる、自分のサーチ能力があがったような気がして、自信満々にちょっと無理のある論理構成であっても拒絶にしたり、うっかり見落としがちな矛盾点などを見つけると、文句なく36条違反で拒絶にするような傾向があるのだと思う。しかし、相場観が身につけてくると、本当にこの文献とこの文献は組み合わせられるのか、とか、本願発明には進歩性があるのではないのか、この矛盾点さえ解消すれば特許になる技術ではないか、などといったように、本来であれば特許になる技術かどうか、ということをしっかりと考えて判断することができるようになる。

そして私も、特に審査官になってからは、本来特許になるべき技術に対して瑕疵のない形で特許にすることが、日本の経済の発展に寄与することになる、と信じて仕事をしていた。そのためには、まずは、出願人および代理人と、しっかりと意思疎通をはかることが重要であると考え、できるだけわかりやすい言葉で、わかりやすい拒絶理由通知書を作成するように心がけていた。また、蛇足だが、私の場合は、たまたま広く書きすぎている、とか、書き方が悪いだけ、という場合には、補正の意思があるのか否かを出願人に確認する電話をかけることもあった。この話を、特許事務所

の弁理士の方々や民間企業の知的財産部の方々にすると、「審査官の方から電話がかかってきたことは一度もありません」と言われることが多いのだが、少なくとも私を教えてくださいました先輩の審査官もそうしていらっしやだったので、少なからずそういう審査官もいるはずである。

3. 任期付審査官を辞めるまで

(1) 弁理士を志したきっかけ

ちょっと話が前に戻るが、そもそも私が弁理士をめざそうと思ったのは、今から10年以上前のことになる。当時の私は、海外の石油化学プラント向け制御システムの計装エンジニアの仕事をしていた。海外と言っても、私がアサインされたプロジェクトは主に、東南アジアの国々がエンド・ユーザの仕事だったが、システムを出荷後、現場に出張に行く場合には、お客様（エンジニアリング・メーカー）のキャンプに混ざっていただくしか手がなかった。というのは、日本国内でもそうであるように、石油化学プラントは都心からはずれた場所に作られることが多く、東南アジアのそのような場所には、まともに泊まれるホテルなどなかったからだ。そして、何度かその出張に行くうちに、海外に女性のエンジニアがいない理由がだんだんわかってきて、「この仕事は、私が一生続けられる仕事ではないな」と思うようになった。そこで、何か自分に向けていそうな別の仕事を探そう、と思ったところから、まずは別の仕事探しを始めた。

その時は、出張に行っては体調をくずしていたこともあり、会社を辞めることも視野に入れて、本当に幅広く仕事探しをした。特許については、学生時代から興味はあったが、大学で講義を取ったこともなく、また、弁理士という職業も、たまたま学生時代の同級生に1人、弁理士になった友人がいたために存在を知っていただけで、どういうことをする仕事なのかはまったく知らなかった。しかし、いろいろと調べていくうちに、理系の技術的知識を活かせる職業として必ず紹介されている仕事だったこともあり、もう少し調べてみようかな、と興味を持ち始めた。

とは言っても、当時の私は、自分が働いている会社がどんな特許を持っているのか、また、失礼なことに特許出願できるような技術があるのかさえまったく知らず、もちろん、知的財産部員がどんな仕事をしているのかなんて想像もつかない、という状態だった。そ

こで、こんなことでは、たとえ弁理士試験にだけ合格したとしても、実務を知らないまま苦労するだけだろうと思い、それならば、まずは知的財産部に異動させてもらい、そこで実務を積みながら勉強するのがよいのではないか、と考え、知的財産部への異動の希望を出して、無事に異動させていただくことができた。

こうして、本格的に弁理士をめざすこととなり、知的財産部での3年半の業務を経て、前述のように特許庁に入庁することとなったのである。

(2) 特許庁を5年で辞めた理由

私は、任期付審査官募集の最初の年（平成16年度）の入庁であり、任期は5年、ただし、1回のみ更新可能（最高10年まで）ということになっていたが、私の同期はほとんどの人が、1回のみ更新できる任期を更新することを希望していた。（なお、正確には「更新」ではなく「再採用」であるが、ここでは「更新」で話を進めさせていただくこととする。）

更新するか否かの希望は、任期満了の約1年前に意思表示をするのだが、その時点では、1年後にいい転職先が見つかるかどうか不安、とか、弁理士資格をとってからでない不安、という人が多かったのだと思う。もちろん、最初から10年のつもりで入庁された方もいらっしゃるし、審査官の仕事がおもしろくて仕方がないからやめられない、という人もいるかもしれない。そして、私の場合は、審査官としての仕事もおもしろかったし、前述のとおり、特許庁の職場環境も好きだったし、周りの方々もいい方々ばかりで楽しかったし、仕事や職場に対する不平不満はまったくなかった。

そのため、「それなのにどうして辞めるんだ？」と聞かれることも多かった。これはもう性格的なものだと思うが、1年後の転職先の見通しもなく、弁理士資格もなく、という状態だったにもかかわらず、辞める意思だけは決まっていた。その時には、審査官補を2年やって審査官になってから3年経ち、一人前に審査できるようになった状態で任期を更新するとさらに5年、あとはひたすら同じ審査業務の繰り返しで、あまり刺激もないだろうと思われる仕事をちゃんとやっていけるのかどうか、ということの方が、むしろ不安だったのだと思う。

というのは、任期付審査官以外の通常の審査官は、途中で他の部署を経験してみたり、特許庁全体の中で

いろいろと異動もあつたりして、5年も10年も同じ部署でひたすら同じ分野の審査をしている、という人はほとんどいなかったが、私たち任期付審査官は、むしろそれを期待されて採用された人材なので、その先の5年について「おもしろそうだな」と思えるものが見つからなかったのだ。もちろん、実際には、最近では任期付審査官であっても部をまたがる異動もあるようだし、予想外に刺激もあるのかもしれないし、制度や仕組みも徐々に変わり、そのまま続けていけば、またおもしろいと思える状態だったかもしれないが、その時点での私にとっては、そのまま続けることに対するワクワク感がなかったから、というのが一番の理由かもしれない。

(3) 転職先選び

5年という任期満了の1年前に、辞めるという意思表示をしたものの、その時点ではまったく次の仕事についての見通しはなかった。そして、当時の私は産学連携に興味があった（今でもあるが）ので、まずはTLOの社長にお話を伺ってみよう、と、いくつかのTLOの社長にお会いして、お話を伺ってみたりしていた。（なお、現在は、ある等級以上の審査官に対して、営利企業等に対する在職中の求職活動が規制されているので、念のため触れておくが、私が辞める1年前にはまだこの法律は施行されておらず、また、私はまだそれが適用される等級ではなかった。）

しかし、一般的にTLOというのは、頻繁に採用を行っているわけではなく、採用のタイミングが合う／合わないというのもあったし、今までの知識や経験を活かしての仕事、というのとはちょっと違うのかな、という印象を受けた。

そんな中、ありがたいことに特許庁の前に勤めていた会社の知的財産部から、戻ってこないかというお話をいただき、まずはお話を伺いに行ってみた。その結果、私がいた5年前に比べると、企業はまた一段と知的財産について真剣に取り組んでいるのだな、と感じた。そういう意味では、元いた会社の知的財産部に戻ったとすれば、自分がいた時とは立場も能力も違うだろうし、元に戻ると言っても、また新たな挑戦になりそうだったと思った。

一方で、私は元々はあまり特許事務所に興味はなかったのだが、特許事務所で働いている知り合いは多かったのだから、そういう方々のお話をいろいろと聞いて

いくうちに、おもしろそうかも、と思い始めた。また、民間企業で技術者を経験し、知的財産部員を経験し、特許庁で審査官を経験した上で、それらの経験を活かしつつ、まだ自分がやったことがないこと、という意味では、特許事務所というのがもっとも有力な転職先の候補だろう。そして私自身、特許庁の審査官をめざした時に「今さら経験できない向こう側を経験してみても初めて全体がわかるのではないか」と思ったように、出願人の立場と、審査官の立場を経験したので、代理人としての立場も経験してみようやく、すべてを経験したことになり、それで初めて本当に全体がわかるのではないか、という気持ちもあった。

ちなみに、知的財産関連以外の仕事に就こうとは、まったく考えなかった。これは、任期付審査官を経て今後辞めていく人たちもほとんどそうだと思うが、せつかくの知識と経験を活かしたい、もっと言えば、前職を辞めてまで行った特許庁での審査官としての経験を活かしたい、と考えるのは、当然だろう。

しかも、私にとってはさらに、この業界を实におもしろい業界だと思ふようになった出来事がある。私は、企業の知的財産部にいる頃に、同じ業界の競合各社の知的財産部の方々とお会いする委員会に参加していた。そこで、いろいろと意見交換をしたり、勉強会のようなものを開いたり、その委員会は、技術者をしていて私にとって、信じられないような世界だった。というのは、技術者だった頃には、競合各社の技術者の方々とお会いする機会があったとしても「お宅の会社は、どんなふうになってらっしゃるんですか？」なんて、仕事の手の内を聞くようなことはもちろんなかったし、聞かれたとしても答える会社なんてなかったらと思う。

ところが、知的財産の世界はまるで違っていた。職務発明の社内規定をどうするだとか、社内の出願案件をどのように管理しているかとか、どういうタイミングで発明発掘会議を開催しているかとか、とにかく、自分たちが悩んだテーマを持ち寄っては、うちの会社はこうやっています、お宅はどうですか、と意見交換することができるのだ。おそらく、それだけ仕事のやり方が確立していないというか、本当に各社様々なやり方で仕事をしている、という業種であると同時に、いろいろと情報交換したことによって各社が損害を被ることもないからなのだろうと思う。しかし、和気藹々と、競合各社がお互いの手の内をさらけだして仲

良く議論し合っている、というのが、ちょっとしたカルチャー・ショックでもあり、「なんておもしろい世界なんだろう」と思ったのだ。

というわけで結局、前の会社の知的財産部に戻るか、特許事務所で働くか、ということを考えていた時期があったが、やはり、自分がまだやったことがないことをやってみたい、という気持ちの方が強く、特許庁を辞める半年ほど前に、特許事務所で働く道を選ぶことに決めた。

4. 代理人という仕事

(1) 審査官を経験したメリット

(1-1) 拒絶理由通知の意味がわかる

現在、特許事務所で弁理士として仕事をしているわけだが、審査官の経験がもっとも役に立つのは、やはり拒絶理由通知に対する応答時である。拒絶理由通知の意味がわかる、行間が読める、言いたいことがわかる、といったあたりは、かなり役に立っていると思う。自分が審査官だった頃には、できるだけ意思疎通がはかれるように拒絶理由通知書を書いていたつもりだが、それでも、出願人からの応答を見て「意図が伝わらなかったんだな。。。」と思わざるを得ないこともあり反省したものだが、立場が逆になった今も、なかなか文章だけで言いたいことを伝えるのは難しいものだというのを、改めて実感している。

しかし、審査官の言っていることや意図がわかった上で対応するのであれば、的はずれた意見書を作成することもないだろうし、それだけでも、審査官にとっては効率のよい審査ができたことになると思うし、また、出願人にとっても効率よく特許にすることができる、という結果になると思う。

さらに、拒絶理由通知書の最後にチラッと書かれているような「なお書き」であったり、拒絶理由通知書の途中に施された下線であったり、全体の拒絶理由通知書の中では見落としがちな細かい演出(?)についても、ちゃんと理解し、無視することなく対応することができる、というのも強みだと思う。自分が審査官だった頃には、拒絶理由通知書の意味をなんとか伝えようと「なお書き」で言及したものの、その「なお書き」に関しては意見書でも一切触れられず、補正書にも反映されず、という悲しい経験(明確に言及しなければ伝わらない、という反省すべき経験)もあるのだが、そういった細かい記載の意味も理解し、それに対

しても無視せずに対応することができるので、審査官に対しても、この出願人は拒絶理由通知の意味をちゃんと理解している、という印象を与えることができると思う。

(1-2) 記載不備についてすぐに気づく

これは拒絶理由通知の話ではなく、出願する明細書等についてのことであるが、36条の拒絶理由が通知されそうな表現や矛盾した記載などについて「すぐに気づく」というのは、審査官の経験が役に立っていることだと思う。通常、審査官は記載要件に不備がある請求項については、読めばすぐに気づくのが普通である。それはもう、訓練というか経験というか、自然に身につけているものだと思うので、どうすればそれができるようになるのか、ということまでは私にはわからないが。。。

しかし、明細書を作成する立場になっても、請求項が不明な記載だった場合には、やはりすぐに気づくことが多い。と言っても、他人が作成した請求項であればすぐに気づくのに、自分が作成したものについては気づけなかつたりするので、あまり大きなことは言えないが、とにかく、明細書の中身をまったく読まなくても、記載不備についてだけは気づくことができる、というのは大きなメリットだと思っている。

(1-3) 審査官に連絡することに対して抵抗がない

最後に、これも審査官の経験が役立つことのひとつだと思うが、審査官に連絡をとることについては、まったく抵抗がない。よく、特許庁出身者ではない弁理士の方々から、審査官に電話するのは結構敷居が高い、というお話をお聞きするし、私自身、知的財産部員だった時には、やはり余程のことがない限り電話などではいけないような気がしていた。しかし、自分が審査官をやってみて、電話での問合せや面接の依頼など、別に気軽に連絡してもいいんだ、敷居の高いものではなかったんだ、ということがわかったので、今はまったく抵抗がない。

もちろん、実際には、そんなに滅多に連絡をとることはないし、審査官によっては厳しく接する人もいるようなので、どんな案件でも電話をする、というのはどうかと思うが、どうしてもわからない場合など、平行線をたどったまま無駄な文章の往復により時間だけが過ぎていくという状況よりも、審査官に確認してみ

た方がお互いにとって効率が良い、ということは多いと思う。

なんてことを書くと、審査官からは「安易にそういうことを言うのはやめてくれ」とお叱りを受けるかもしれないが、やはり、どうしても理解できない案件というのはあると思うので、そのような場合には、今後とも気軽に審査官に連絡をとっていきたいと思っている。

(2) 弁理士になってみて

知的財産部にいる頃は、いろいろな特許事務所の方々と接してみて、弁理士という職業もなかなか大変な仕事だな、と思っていた。出願人である自分たちは、期限ギリギリになってから依頼をすることもあれば、あまり資料もお渡しできないまま依頼することもあり、また、一度にたくさん依頼することもあれば、しばらく音沙汰なしのようなこともあり、ものすごく出願人に左右される仕事だということがわかってきたからだ。

しかし、弁理士として特許事務所で働くようになった現在、その出願人の立場も理解できるからこそ、特許は二の次、ということになりがちな技術部門の方々のアイデアを、なんとか特許にできるようにできるだ

けサポートしたい、と思っている。

そして、審査官時代よりも一段と（もしかしたら今が一番）、書類とにらめっこしながら一人で黙々と仕事をしているかもしれないと思うが、審査官（特許庁）と出願人との間の橋渡しをすることも、代理人としての重要な仕事だと感じている。そのためにはやはり、出願人との意思疎通および審査官との意思疎通が重要であり、明細書を書けるだけではなく、コミュニケーションがはかれるということも、代理人としての重要な仕事だと思う。

また、今後ますます企業のグローバル化が予想される中で、日本の特許についても様変わりしていくかもしれないし、日本以外の諸外国についても、特許法を含めて、世の中は変化し続けていくことだろう。

そんな中で、私にはまだまだ知識も経験も不足しているが、日本以外の諸外国の特許法や特許事情などについても勉強し、また、特許以外の意匠や商標や著作権などについても、幅広くお客様の相談に乗ることができるような知識と経験を身につけ、知的財産に関することであれば、どんなことでも相談していただけるような、お客様に頼りにされる弁理士になりたいと思っている。

(原稿受領 2011. 11. 9)